

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合汚泥再生処理センター建設工事に係る技術評価委員会設置要領

(設置)

第1条 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が発注する汚泥再生処理センター建設工事に係る一般競争入札を、総合評価落札方式により実施することに関し、専門的な見地から技術評価等を行うため、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合汚泥再生処理センター建設工事に係る総合評価落札方式実施要綱第3条の規定に基づき、技術評価委員会を設置する。

(組織)

第2条 技術評価委員会は、学識経験者2人以上を含む7人以内の委員で組織する。

2 技術評価委員は、管理者が委嘱又は任命する。

3 技術評価委員の任期は、当該施設建設工事の請負業者が決定する日までとする。

4 技術評価委員の実名は、公表しないものとする。

5 技術評価委員は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 技術評価委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、技術評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(技術評価委員会)

第4条 技術評価委員会は、委員長が招集するものとする。ただし、最初の同委員会は、管理者が招集する。

2 技術評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 技術評価委員会は、次の事項について審査、評価し意見を述べるものとする。

(1) 入札説明書に関する事項

(2) 要求水準書に関する事項

(3) 落札者決定基準に関する事項

(4) 入札参加資格に関する事項

(5) 技術提案書に関する事項

(6) その他必要な事項

4 技術評価委員会は、前項各号の審議に関し、委員以外の者及び専門家の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 技術評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長

が決するところによる。

6 技術評価委員会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 技術評価委員会の庶務は、本組合環境衛生課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、技術評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が同委員会に諮りこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年9月5日から施行する。

(要領の効力)

2 この要領は、当該施設建設工事の請負業者が決定する日まで、その効力を有する。